

追加提出議案説明資料目次

令和4年3月定例会

資料内容	関 係 議 案	頁
新 旧 対 照 表	議案第28号 箱根町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の 制定について	1 ~ 9

新旧对照表

箱根町国民健康保険条例等の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>（箱根町国民健康保険条例の一部改正）（第1条関係）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の4 <u>及び第17条の7</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ（略）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 <u>及び第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(3)（略）</p>

旧（改正前）

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア・イ（略）

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ・カ（略）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ（略）

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3)（略）

新（改正後）

（基礎賦課限度額）

第 13 条の 6 第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 10 条の基礎賦課額と第 13 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 16 条及び第 17 条の 4 第 1 項において同じ。）は、65 万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第 13 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第 17 条の 4 及び第 17 条の 7の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 21 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) (略)

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第 13 条の 6 の 12 第 13 条の 6 の 3 又は第 13 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 13 条の 6 の 7 の後期高齢

旧（改正前）

（基礎賦課限度額）

第 13 条の 6 第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 10 条の基礎賦課額と第 13 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 16 条及び第 17 条の 4 第 1 項において同じ。）は、63 万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第 13 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第 17 条の 4 の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 21 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) (略)

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第 13 条の 6 の 12 第 13 条の 6 の 3 又は第 13 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 13 条の 6 の 7 の後期高齢

新（改正後）

者支援金等賦課額との合算額をいう。第 16 条及び第 17 条の 4 第 1 項において同じ。)は、20 万円を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

第 17 条の 4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)とする。

(1) ～ (3) (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 6 の 3 又は第 13 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「20 万円」と、第 2 項中「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 8」と、「65 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 11」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 17 条の 7 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 13 条又は第 13 条の 5 の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額を減額して得た額とする。

旧（改正前）

者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条及び第17条の4第1項において同じ。)は、19万円を超えることができない。

(保険料の減額)

第17条の4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の7」と、「63万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「63万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。

新（改正後）

2 当該年度において、第 17 条の 4 の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) 第 13 条又は第 13 条の 5 の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第 17 条の 4 第 1 項各号に掲げる者の区分に応じてそれぞれ当該各号アに掲げる割合を乗じて得た額を減額して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額

3 第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

4 前 3 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又は第 13 条の 5」とあるのは「第 13 条の 6 又は第 13 条の 6 の 10」と、前項中「第 13 条第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。

（箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正）（第 2 条関係）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 6 条及び第 7 条の 2 の規定は、新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した日又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

旧（改正前）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条及び第7条の2の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。